

2012年5月30日  
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
(第223号)

# 増値税制度改革 増値税ゼロ税率課税サービスの 免税・控除・還付管理弁法（暫定）を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、営業税の増値税への徴収変更試行業務の順調な実施を確保するため、2012年4月5日付で『「営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免税・控除・還付管理弁法（暫定）」の配布に関する公告』（国家税務総局2012年第13号、以下、『13号公告』という）を公布し、営業税の増値税への徴収変更試行地区において増値税ゼロ税率を適用する課税サービスに対して、免税・控除・還付方法を実行することを明確にし、その計算方法など具体的な内容について規定しました。『13号公告』は2012年1月1日より執行されます。

2012年1月1日より上海市で交通運輸業と一部の現代サービス業に対して実施されている営業税の増値税への徴収変更試行について、財政部および国家税務総局は2011年12月29日付で『課税サービスの増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する通達』（注1）（財税〔2011〕131号、以下、『131号通達』という）を公布し、試行地区における増値税ゼロ税率および免税政策の適用について規定しました。『131号通達』では、試行地区の単位と個人が増値税ゼロ税率を適用する課税サービスを提供する場合、月ごとに主管税務機関で増値税免税・控除・還付手続きもしくは免税手続きを行うことが求められていましたが、具体的な管理弁法については別途規定するとされており、さらなる規定の公布が待たれていました。

今回公布された『13号公告』では、免税・控除・還付方法について規定されているほか、『131号通達』に基づき、増値税ゼロ税率課税サービス提供者と増値税ゼロ税率課税サービスの範囲、輸出税還付（免税）認定手続きおよび免税・控除・還付申告手続きとそれぞれの提出資料などについて、より明確に規定されました。『13号公告』の詳細は、以下の通りです。

(注1) 『131号通達』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第215号をご参照ください。  
以下のURLよりダウンロード可能です。[http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.215.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.215.pdf)

## 1. 増値税ゼロ税率課税サービスについて

### (1) 増値税ゼロ税率課税サービスの範囲

『13号公告』では、増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの範囲と例外について、『131号通達』に基づき、以下の通りより詳細に規定しています。

<b>● 国際運輸サービス</b>	
①国内（境内）で旅客もしくは貨物を運送し、出国する。	
②国外（境外）で旅客もしくは貨物を運送し、入国する。	
③国外（境外）で旅客もしくは貨物を運送する。	
<b>【例外】</b>	①国内（境内）から国内税関特殊監督管理区域および場所への旅客もしくは貨物の運送。
	②国内税関特殊監督管理区域および場所から国内（境内）のその他の地区への旅客もしくは貨物の運送。
	③国内税関特殊監督管理区域内での旅客もしくは貨物の運送。
<b>● 国外（境外）の単位に提供する研究開発サービス</b>	
新技術、新製品、新加工もしくは新材料およびそのシステムについて研究・試験開発を実施する業務活動。	
<b>【例外】</b> <sup>(注2)</sup>	国内税関特殊監督管理区域内の単位に提供する研究開発サービス。
<b>● 国外（境外）の単位に提供する設計サービス</b>	
計画、企画、構想を視覚、文字等の形式を通じて伝達する業務活動。	
工業デザイン、造形デザイン、服飾デザイン、環境デザイン、平面デザイン、パッケージデザイン、アニメーションデザイン、展示デザイン、ウェブデザイン、機械設計、工事設計、創意企画立案等。	
<b>【例外】</b> <sup>(注2)</sup>	国内税関特殊監督管理区域内の単位に提供する設計サービス。

### (2) 増値税ゼロ税率課税サービス提供者の定義

増値税ゼロ税率課税サービス提供者とは、試行地区で上記の増値税ゼロ税率課税サービスを提供し、かつ増値税一般納税者と認定された単位と個人（以下、ゼロ税率課税サービス提供者という）を指し、免税・控除・還付方法を実行します。

## 2. 免税・控除・還付方法について

### (1) 免税・控除・還付方法の定義

ゼロ税率課税サービスの免税・控除・還付方法は、以下の通り定義されています。

#### 免除・控除・還付方法

- ゼロ税率課税サービス提供者が提供したゼロ税率課税サービスについて、増値税を免税。
- 相応する仕入税額を課税増値税額から控除。
- 控除することができなかった部分を還付。

<sup>(注2)</sup> 免税・控除・還付方法を実行せず、規定に基づき増値税を徴収しなければなりません。

(2) 免税・控除・還付方法の計算公式

免税・控除・還付税額は、以下の公式で計算され、計算税金価格については、ゼロ税率課税サービスを提供し取得した全部の代金から非試行納税者に支払った代金を差し引いた金額となります。その免税・控除・還付税額をもとに、還付税額および免税・控除税額をそれぞれ求めます。

なお、同時に貨物輸出がある場合、現行の輸出貨物の免税・控除・還付公式と結合し、一括して計算することができます。

【免税・控除・還付税額の計算】

	-	ゼロ税率課税サービスを提供し取得した全部の代金 非試行納税者に支払った代金
		免税・控除・還付税額の計算税金価格
×		外貨人民元為替レート
×		ゼロ税率課税サービスの還付税率 <sup>(注3)</sup>
		<b>免税・控除・還付税額</b>

【還付税額／免税・控除税額の計算】

期末未控除仕入税額 <sup>(注4)</sup> ≤ 免税・控除・還付税額		
還付税額	期末未控除仕入税額	期末未控除仕入税額を還付。
免税・控除税額	免税・控除・還付税額－還付税額	免税・控除・還付税額の残額を免税・控除。

期末未控除仕入税額 > 免税・控除・還付税額		
還付税額	免税・控除・還付税額	免税・控除・還付税額を全額控除。
免税・控除税額	0	免税・控除税額は0。 控除できなかった期末未控除仕入税額は繰越。

3. 輸出税還付（免税）認定手続について

ゼロ税率課税サービス提供者は、ゼロ税率課税サービスの免税・控除・還付を申請手続する前に、主管税務機関で輸出税還付（免税）認定手続を行わなければなりません。営業税の増値税への徴収変更試行以降の輸出税還付（免税）認定手続を行う前に提供したゼロ税率課税サービスについては、輸出税還付（免税）認定手続を行った後、免税・控除・還付を申告することができます。

(注3) ゼロ税率課税サービスの還付税率は、国内（境内）で提供する相応のサービスの増値税税率とすると規定されています。

(注4) 「期末未控除仕入税額」は、「増値税納税申告表」の「期末未控除仕入税額」とします。

なお、輸出税還付（免税）認定手続の提出資料は以下の通りです。

**【輸出税還付（免税）認定手続】**

サービス	提出資料
水上国際運輸サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行口座開設許可証（「銀行开户许可证」）</li> <li>国際船舶運輸経営許可証（「国际船舶运输经营许可证」）</li> </ul>
航空国際運輸サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行口座開設許可証（「銀行开户许可证」）</li> <li>公共航空運輸企業経営許可証（「公共航空运输企业经营许可证」） （経営範囲に“国際航空旅客貨物郵便運輸業務”を含まなければならない）</li> </ul>
陸上国際運輸サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行口座開設許可証（「銀行开户许可证」）</li> <li>道路運輸経営許可証（「道路运输经营许可证」） （経営範囲に“国際運輸”を含まなければならない）</li> <li>国際車両運輸通行許可証（「国际汽车运输行车许可证」）</li> </ul>
研究開発サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行口座開設許可証（「銀行开户许可证」）</li> </ul>
設計サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術輸出契約登記証（「技术出口合同登记证」）</li> </ul>

**4. 免税・控除・還付申告手続について**

ゼロ税率課税サービス提供者は、ゼロ税率課税サービスを提供し、かつ財務上、販売収入として計上した翌月（四半期ごとに増値税納税申告を行う場合、次の四半期）の増値税納税申告期限内、主管税務機関で増値税納税および免税・控除・還付関連申告手続を行わなければなりません。

ゼロ税率課税サービス提供者は、収入のあった日の翌月から翌年4月30日までの各増値税納税申告期限内に関連証憑をすべてそろえ、主管税務機関で免税・控除・還付を申告しなければならず、資料がすべてそろっていない、もしくは内容が真実ではないゼロ税率課税サービスについては、税務機関に免税・控除・還付を申告してはなりません。期限を過ぎて関連証憑がそろわず免税・控除・還付を申告する場合、免税・控除・還付の申告は受理されず、増値税を納付する必要がありますので、注意が必要です。

なお、免税・控除・還付申告手続の提出資料は以下の通りです。

**【免税・控除・還付申告手続】**

サービス	提出資料
国際運輸サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「免税・控除・還付申告合算表」およびその付属表</li> <li>◆ 「ゼロ税率課税サービス（国際運輸）免税・控除・還付申告明細表」（添付資料1）</li> <li>◆ 当期「増値税納税申告表」</li> <li>◆ 免税・控除・還付正式申告電子データ</li> <li>◆ 以下に列挙する原始証憑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼロ税率課税サービスの貨物積載・旅客積載積荷明細書 （もしくはその他収入の原始構成を反映することができる証券証憑）</li> <li>・ 提供したゼロ税率課税サービスの発票</li> <li>・ 主管税務機関が提出を要求するその他の証憑</li> </ul> </li> </ul>

サービス	提出資料
研究開発・ 設計サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「免税・控除・還付申告合算表」およびその付属表</li> <li>◆ 「課税サービス（研究開発、設計サービス）免税・控除・還付申告明細表」（添付資料2）</li> <li>◆ 当期「増値税納税申告表」</li> <li>◆ 免税・控除・還付正式申告電子データ</li> <li>◆ 以下に列挙する原始証憑               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼロ税率課税サービス収入に対応する「技術輸出契約登記証」のコピー</li> <li>・ 国外（境外）の単位と締結した研究開発、設計契約</li> <li>・ 提供したゼロ税率課税サービスの発票</li> <li>・ 「国外（境外）単位に提供した研究開発、設計サービスの売上金額受領済明細リスト」（添付資料3）</li> <li>・ 研究開発、設計サービス契約を締結した国外（境外）単位から取得した収入の代金受取証憑</li> <li>・ 主管税務機関が提出を要求するその他の証憑</li> </ul> </li> </ul>

## 5. 新たなゼロ税率課税サービス提供者について

営業税の増値税への徴収変更試行以前に『13号公告』で規定されているゼロ税率課税サービスが発生したことがない「新たなゼロ税率課税サービス提供者」については、最初にゼロ税率課税サービスが発生した日<sup>(注5)</sup>から6ヵ月以内に提供したゼロ税率課税サービスに対して、月ごとに免税・控除税額と還付税額を計算します。

税務機関によって誤りがないと認可された6ヵ月以内のそれぞれの月の還付税額について、当月に還付せず、7ヵ月目に一度に還付され、7ヵ月目からは、月ごとに免税・控除・還付の申告手続を実行します。

## 6. 罰則規定について

ゼロ税率課税サービス提供者が国家輸出還付税金を騙し取った場合、規定に基づき、その輸出税還付の権利は停止され、その間に発生したゼロ税率課税サービスについては免税・控除・還付を申告してはならず、増値税を納付しなければなりませんので注意が必要です。

『13号公告』に添付されている国際運輸および研究開発、設計サービスの免税・控除・還付申告明細表、ならびに国外（境外）単位に提供した研究開発、設計サービスの売上金額受領済明細リストの使用開始時期については別途規定される予定であり、さらなる規定の公布が待たれます。

<sup>(注5)</sup> 国際運輸企業は貨物引替証に明記された日にちを基準とし、対外的に研究開発、設計サービスを提供する企業は代金受取証憑に明記されている日にちの月を基準とします。

『13号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および14ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 国家税務総局

### 国家税務総局公告 2012 年第 13 号

#### 『「営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免税・控除・還付管理弁法（暫定）」の配布に関する公告』

営業税の増値税への徴収変更試行業務の順調な実施を確保するため、『課税サービスの増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する財政部、国家税務総局の通達』（財税 [2011] 131 号）等の関連規定に基づき、財政部との協議を経て、国家税務総局は『「営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免税・控除・還付管理弁法（暫定）」の配布に関する公告』を制定した。ここに公布し、2012 年 1 月 1 日より施行する。

ゼロ税率課税サービス提供者は、当面は暫定的に輸出貨物還付（免）税申告システム上の輸出貨物免税・控除・還付申告表の書式に基づき、申告表および電子申告データを送付し、申告表記入の規格および方法については、上海市国家税務局が別途明確にする。本弁法の添付資料 1、添付資料 2、添付資料 3 の使用開始時期については、別途通知する。本弁法と関連する財政負担の構造、免税・控除税金の国庫調整方式については、別途明確にする。

特に公告する。

2012 年 4 月 5 日

## 『営業税の増値税への徴収変更試行地区における増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの免税・控除・還付管理弁法（暫定）』

第一条 試行地区で増値税ゼロ税率課税サービス（以下、ゼロ税率課税サービスと略称する）を提供し、かつ増値税一般納税者と認定された単位と個人（以下、ゼロ税率課税サービス提供者という）は、営業税の増値税への徴収変更試行以降に提供したゼロ税率課税サービスについて、増値税ゼロ税率を適用し、免税・控除・還付方法を実行し、かつ増値税専用発票を発行してはならない。

第二条 ゼロ税率課税サービスの範囲は以下の通り。

### （一） 国際運輸サービス

1. 国内（境内）で旅客もしくは貨物を運送し、出国する。
2. 国外（境外）で旅客もしくは貨物を運送し、入国する。
3. 国外（境外）で旅客もしくは貨物を運送する。

国内（境内）から旅客もしくは貨物を国内税関特殊監督管理区域および場所に運送する場合、国内税関特殊監督管理区域および場所から旅客もしくは貨物を国内（境内）のその他の地区に運送する場合、および国内税関特殊監督管理区域内で旅客もしくは貨物を運送する場合、国際運輸サービスに属さない。

### （二） 国外（境外）単位に提供する研究開発サービス、設計サービス

研究開発サービスとは、新技術、新製品、新加工もしくは新材料およびそのシステムについて研究・試験開発を実施する業務活動を指す。

設計サービスとは、計画、企画、構想を視覚、文字等の形式を通じて伝達する業務活動を指す。工業デザイン、造形デザイン、服飾デザイン、環境デザイン、平面デザイン、パッケージデザイン、アニメーションデザイン、展示デザイン、ウェブデザイン、機械設計、工事設計、創意企画立案等を含む。

国内税関特殊監督管理区域内の単位に研究開発サービス、設計サービスを提供する場合、免税・控除・還付方法を実行せず、規定に基づき増徴税を徴収しなければならない。

第三条 ゼロ税率課税サービスの還付税率は、国内（境内）で提供する相応のサービスの増徴税税率とする。

第四条 本弁法でいう免税・控除・還付方法とは、ゼロ税率課税サービス提供者が提供したゼロ税率課税サービスについて、増徴税を免税とし、相応する仕入税額を課税増徴税額（増徴税即時徴収・即時還付、先徴収後還付政策を適用する課税増徴税額は含まない）から控除し、控除することができなかつた部分については還付するものとする。具体的な計算公式は以下の通り。

（一） ゼロ税率課税サービスの当期免税・控除・還付税額の計算

当期ゼロ税率課税サービス免税・控除・還付税額＝当期ゼロ税率課税サービスの免税・控除・還付税額の計算税金価格×外貨人民元為替レート×ゼロ税率課税サービスの還付税率

ゼロ税率課税サービスの免税・控除・還付税額の計算税金価格は、ゼロ税率課税サービスを提供し取得した全部の代金から非試行納税者に支払った代金を控除した後の残額とする。

（二） 当期還付税額および当期免税・控除税額の計算

1. 当期期末未控除仕入税額 ≤ 当期免税・控除・還付税額の場合

当期還付税額＝当期期末未控除仕入税額

当期免税・控除税額＝当期免税・控除・還付税額－当期還付税額

2. 当期期末未控除仕入税額 > 当期免税・控除・還付税額の場合

当期還付税額＝当期免税・控除・還付税額

当期免税・控除税額＝0

「当期期末未控除仕入税額」は、当期「増徴税納税申告表」の「期末未控除仕入税額」とする。

- (三) ゼロ税率課税サービス提供者は、同時に貨物輸出がある場合、現行の輸出貨物の免税・控除・還付公式と結合し、一括して免税・控除・還付税額を計算することができる。

第五条 ゼロ税率課税サービス提供者は、ゼロ税率課税サービスの免税・控除・還付を申請手続する前に、主管税務機関に輸出税還付（免税）の認定手続を行わなければならない。輸出税還付（免税）の認定手続の際、以下の資料を提出しなければならない。

1. 銀行口座開設許可証（「銀行开户许可证」）
2. 水上国際運輸に従事する場合、「国際船舶運輸経営許可証」（「国际船舶运输经营许可证」）を提供しなければならない。航空国際運輸に従事する場合、「公共航空運輸企業経営許可証」（「公共航空运输企业经营许可证」）を提出しなければならない。かつ経営範囲に「国際航空旅客貨物郵便運輸業務」（「国际航空客货邮运输业务」）を含まなければならない。陸上国際運輸に従事する場合、「道路運輸経営許可証」（「道路运输经营许可证」）および「国際車両運輸通行許可証」（「国际汽车运输行车许可证」）を提供しなければならない。かつ「道路運輸経営許可証」（「道路运输经营许可证」）の経営範囲に「国際運輸」（「国际运输」）を含まなければならない。対外的な研究開発設計サービスの提供に従事する場合、「技術輸出契約登記証」（「技术出口合同登记证」）を提出しなければならない。

ゼロ税率課税サービス提供者は、営業税の増値税への徴収変更試行以降に提供したゼロ税率課税サービスについて、輸出税還付（免税）認定手続を行う前に発生した場合、輸出税還付（免税）認定手続を行った後、規定に基づき免税・控除・還付を申告することができる。

第六条 主管税務機関がサービス輸出税還付（免税）の認定手続を行う際、ゼロ税率課税サービス提供者がもともと免税・還付税金計算方法を適用する輸出企業に属する場合、その税金計算方法を免税・控除・還付方法に調整しなければならない。

第七条 ゼロ税率課税サービス提供者は、ゼロ税率課税サービスを提供し、かつ財務上、販売収入として計上した翌月（四半期ごとに増値税納税申告を行う場合、次の四半期とする、以下同様）の増値税納税申告期限内に、主管税務機関に増値税納税および免税・控除・還付関連申告手続

を行う。

ゼロ税率課税サービス提供者は、収入のあった日の翌月から翌年4月30日までの各増値税納税申告期限内に関連証憑をすべてそろえ、主管税務機関に事実の通り、免税・控除・還付を申告しなければならない。資料がすべてそろっていない、もしくは内容が真実ではないゼロ税率課税サービスについては、税務機関に免税・控除・還付を申告してはならない。期限を過ぎて関連証憑がそろっておらず免税・控除・還付を申告する場合、主管税務機関は免税・控除・還付の申告をもう受理せず、ゼロ税率課税サービス提供者は増値税を納付しなければならない。

(一) 国際運輸を提供するゼロ税率課税サービス提供者は、免税・控除・還付の申告手続を行う際、以下に列挙する証憑資料を提供しなければならない。

1. 「免税・控除・還付申告合算表」およびその付属表
2. 「ゼロ税率課税サービス（国際運輸）免税・控除・還付申告明細表」（添付資料1）
3. 当期「増値税納税申告表」
4. 免税・控除・還付正式申告電子データ
5. 以下に列挙する原始証憑
  - (1) ゼロ税率課税サービスの貨物積載・旅客積載積荷明細書（もしくはその他収入の原始構成を反映することができる書類証憑）
  - (2) 提供したゼロ税率課税サービスの発票
  - (3) 主管税務機関が提出を要求するその他の証憑

上述第(1)(2)号の原始証憑は、主管税務機関の批准を経て、ゼロ税率課税サービス提供者が調査に備えて保存したものを保存することができる。

(二) 研究開発、設計サービスを対外的に提供するゼロ税率課税サービス提供者は、増値税の免税・控除・還付を申告手続する際、以下に列挙する証憑資料を提供しなければならない。

1. 「免税・控除・還付申告合算表」およびその付属表
2. 「課税サービス（研究開発、設計サービス）免税・控除・還付申告明細表」（添付資料2）

3. 当期「増値税納税申告表」
4. 免税・控除・還付正式申告電子データ
5. 以下に列挙する原始証憑
  - (1) ゼロ税率課税サービス収入に対応する「技術輸出契約登記証」のコピー
  - (2) 国外（境外）の単位と締結した研究開発、設計契約
  - (3) 提供したゼロ税率課税サービスの発票
  - (4) 「国外（境外）単位に提供した研究開発、設計サービスの売上金額受領済明細リスト」（添付資料3）
  - (5) 研究開発、設計サービス契約を締結した国外（境外）単位から取得した収入の代金受取証憑
  - (6) 主管税務機関が提出を要求するその他の証憑

第八条 ゼロ税率課税サービスが新たに発生したゼロ税率課税サービス提供者（以下、新たなゼロ税率課税サービス提供者と略称する）については、最初にゼロ税率課税サービスが発生した日（国際運輸企業は貨物引替証に明記された日にちを基準とし、対外的に研究開発、設計サービスを提供する企業は代金受取証憑に明記されている日にちの月を基準とする）から6ヵ月以内に提供したゼロ税率課税サービスに対して、月ごとに免税・控除税額と還付税額をそれぞれ計算する。税務機関は、6ヵ月以内のそれぞれの月に誤りがないと認可された還付税額について、当月に暫定的に還付せず、7ヵ月目にそれぞれの月に誤りがないと認可された還付税額を一度に還付する。7ヵ月目からは、新たなゼロ税率課税サービス提供者が提供したゼロ税率課税サービスについて、月ごとに免税・控除・還付の申告手続を実行する。

新たなゼロ税率課税サービス提供者とは、営業税の増値税への徴収変更試行以前に本弁法第1条に列挙されているゼロ税率課税サービスが発生したことがないゼロ税率課税サービス提供者を指す。ゼロ税率課税サービス提供者は、輸出税還付（免税）の認定手続をする際、主管税務機関に営業税の増値税への徴収変更試行以前にゼロ税率課税サービスが発生していたことを証明する資料を提出しなければならないが、提出できない場合、主管税務機関は新たなゼロ税率課税サービス提供者と認定する。

第九条 主管税務機関は、ゼロ税率課税サービス提供者の免税・控除・還付申告を受領した後、以下

に列挙するについて誤りがないと職員により認可された後、輸出税還付審査システムを使用して審査を行わなければならない。審査において疑問がある場合、企業の仕入増値税発票を抽出し、書面調査もしくは検証することができる。

(一) 国際運輸を提供するゼロ税率課税サービス提供者について、主管税務機関はゼロ税率課税サービス提供者の申告の中から若干の申告記録を抽出し、以下の内容を審査することができる。

1. 申告された国際運輸サービスが本弁法第1条の規定に合致するかどうか
2. 抽出された申告記録の申告課税サービスの収入が当該申告記録と対応する貨物積載もしくは旅客積載積荷明細書に記載されている国際運輸サービス収入を下回る、もしくは同額かどうか

(二) 研究開発、設計サービスを提供するゼロ税率課税サービス提供者については、以下の内容を審査する。

1. 企業が申告した研究開発、設計サービスが本弁法第1条の規定に合致するかどうか
2. 研究開発、設計契約締結の相手が国外（境外）の単位かどうか
3. 課税サービス収入の支払側がそれと研究開発、設計サービス契約を締結した国外（境外）の単位かどうか
4. 申告した課税サービス収入が研究開発、設計契約を締結した国外（境外）の単位から取得した代金金額より下回る、もしくは同額かどうか

**第十条** ゼロ税率課税サービス提供者が第7条の規定に基づき提供した証憑資料がそろった場合、主管税務機関は、輸出税還付審査システムを通じて審査を通過した後、税金還付を行い、還付資金は中央金庫から統一して支払う。

**第十一条** ゼロ税率課税サービス提供者が国家輸出還付税金を騙し取った場合、税務機関は『輸出還付税を騙し取った企業に対する輸出税還付手続停止の関連問題に関する国家税務総局の通達』（国税発[2008]32号）の規定に基づき、その輸出税還付の権利を停止する。ゼロ税率課税サービス提供者は、税務機関がその輸出税還付手続を停止している期間にゼロ税率課税サービスが発生した場合、免税・控除・還付を申告してはならず、規定に基づき増値税を徴収

しなければならない。

第十二条 主管税務機関は、ゼロ税率課税サービス提供者のゼロ税率適用の免税・控除・還付について分析、監督管理を強化しなければならない。

第十三条 本弁法は2012年1月1日より執行を開始する。

添付資料：

1. ゼロ税率課税サービス（国際運輸）免税・控除・還付申告明細表
2. ゼロ税率課税サービス（研究開発、設計サービス）免税・控除・還付申告明細表
3. 国外（境外）単位に提供した研究開発、設計サービスの売上金額受領済明細リスト

【 解説・日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

---

## 国家税务总局

## 国家税务总局公告 2012 年第 13 号

**《关于发布〈营业税改征增值税试点地区适用增值税零税率应税服务免抵退税管理办法（暂行）〉的公告》**

为确保营业税改征增值税试点工作顺利实施，根据《财政部 国家税务总局关于应税服务适用增值税零税率和免税政策的通知》（财税〔2011〕131号）等相关规定，经商财政部，国家税务总局制定了《营业税改征增值税试点地区适用增值税零税率应税服务免抵退税管理办法（暂行）》。现予以发布，自 2012 年 1 月 1 日起施行。

零税率应税服务提供者目前暂按出口货物退（免）税申报系统中出口货物免抵退税申报表格式报送申报表和电子申报数据，申报表填表口径和方法由上海市国税局另行明确。本办法附件 1、附件 2、附件 3 启用时间另行通知。与本办法相关的财政负担机制、免抵税款调库方式另行明确。

特此公告。

二〇一二年四月五日

**《营业税改征增值税试点地区适用增值税零税率应税服务免抵退税管理办法（暂行）》**

**第一条** 试点地区提供增值税零税率应税服务（以下简称零税率应税服务）并认定为增值税一般纳税人单位和个人（以下称零税率应税服务提供者），在营业税改征增值税试点以后提供的零税率应税服务，适用增值税零税率，实行免抵退税办法，并不得开具增值税专用发票。

**第二条** 零税率应税服务的范围是：

（一） 国际运输服务

1. 在境内载运旅客或货物出境；
2. 在境外载运旅客或货物入境；
3. 在境外载运旅客或货物。

从境内载运旅客或货物至国内海关特殊监管区域及场所、从国内海关特殊监管区域及场所载运旅客或货物至国内其他地区以及在国内海关特殊监管区域内载运旅客或货

物，不属于国际运输服务。

(二) 向境外单位提供研发服务、设计服务

研发服务是指就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究与试验开发的业务活动。

设计服务是指把计划、规划、设想通过视觉、文字等形式传递出来的业务活动。包括工业设计、造型设计、服装设计、环境设计、平面设计、包装设计、动漫设计、展示设计、网站设计、机械设计、工程设计、创意策划等。

向国内海关特殊监管区域内单位提供研发服务、设计服务不实行免抵退税办法，应按规定征收增值税。

第三条 零税率应税服务的退税率为其在境内提供对应服务的增值税税率。

第四条 本办法所称免抵退税办法是指，零税率应税服务提供者提供零税率应税服务，免征增值税，相应的进项税额抵减应纳增值税额（不包括适用增值税即征即退、先征后退政策的应纳增值税额），未抵减完的部分予以退还。具体计算公式如下：

(一) 零税率应税服务当期免抵退税额的计算：

当期零税率应税服务免抵退税额 = 当期零税率应税服务免抵退税计税价格  
× 外汇人民币牌价 × 零税率应税服务退税率

零税率应税服务免抵退税计税价格为提供零税率应税服务取得的全部价款，扣除支付给非试点纳税人价款后的余额。

(二) 当期应退税额和当期免抵税额的计算：

1. 当期期末留抵税额 ≤ 当期免抵退税额时，  
当期应退税额 = 当期期末留抵税额  
当期免抵税额 = 当期免抵退税额 - 当期应退税额
2. 当期期末留抵税额 > 当期免抵退税额时，  
当期应退税额 = 当期免抵退税额  
当期免抵税额 = 0

“当期期末留抵税额”为当期《增值税纳税申报表》的“期末留抵税额”。

(三) 零税率应税服务提供者如同时有货物出口的,可结合现行出口货物免抵退税公式一并计算免抵退税。

第五条 零税率应税服务提供者在申报办理零税率应税服务免抵退税前,应向主管税务机关办理出口退(免)税认定。办理出口退(免)税认定时,应提供以下资料:

1. 银行开户许可证;
2. 从事水路国际运输的应提供《国际船舶运输经营许可证》;从事航空国际运输的应提供《公共航空运输企业经营许可证》,且其经营范围应包括“国际航空客货邮运输业务”;从事陆路国际运输的应提供《道路运输经营许可证》和《国际汽车运输行车许可证》,且《道路运输经营许可证》的经营范围应包括“国际运输”;从事对外提供研发设计服务的应提供《技术出口合同登记证》。

零税率应税服务提供者在营业税改征增值税试点后提供的零税率应税服务,如发生在办理出口退(免)税认定前,在办理出口退(免)税认定后,可按规定申报免抵退税。

第六条 主管税务机关在办理服务出口退(免)税认定时,对零税率应税服务提供者属原适用免退税计税方法的出口企业,应将其计税方法调整为免抵退税办法。

第七条 零税率应税服务提供者在提供零税率应税服务,并在财务作销售收入次月(按季度进行增值税纳税申报的为次季度,下同)的增值税纳税申报期内,向主管税务机关办理增值税纳税和免抵退税相关申报。

零税率应税服务提供者应于收入之日次月起至次年4月30日前的各增值税纳税申报期内收齐有关凭证,向主管税务机关如实申报免抵退税。资料不齐全或内容不真实的零税率应税服务,不得向税务机关申报办理免抵退税。逾期未收齐有关凭证申报免抵退税的,主管税务机关不再受理免抵退税申报,零税率应税服务提供者应缴纳增值税。

(一) 提供国际运输的零税率应税服务提供者办理增值税免抵退税申报时,应提供下列凭证资料:

1. 《免抵退税申报汇总表》及其附表;

2. 《零税率应税服务（国际运输）免抵退税申报明细表》（附件 1）；
3. 当期《增值税纳税申报表》；
4. 免抵退税正式申报电子数据；
5. 下列原始凭证：
  - （1）零税率应税服务的载货、载客舱单（或其他能够反映收入原始构成的单据凭证）；
  - （2）提供零税率应税服务的发票；
  - （3）主管税务机关要求提供的其他凭证；上述第（1）、（2）项原始凭证，经主管税务机关批准，可留存零税率应税服务提供者备查。

（二） 对外提供研发、设计服务的零税率应税服务提供者办理增值税免抵退税申报时，应提供下列凭证资料：

1. 《免抵退税申报汇总表》及其附表；
2. 《应税服务（研发、设计服务）免抵退税申报明细表》（附件 2）；
3. 当期《增值税纳税申报表》；
4. 免抵退税正式申报电子数据；
5. 下列原始凭证：
  - （1）与零税率应税服务收入相对应的《技术出口合同登记证》复印件；
  - （2）与境外单位签订的研发、设计合同；
  - （3）提供零税率应税服务的发票；
  - （4）《向境外单位提供研发、设计服务收讫营业款明细清单》（附件 3）；
  - （5）从与签订研发、设计合同的境外单位取得收入的收款凭证；
  - （6）主管税务机关要求提供的其他凭证。

第八条 对新发生零税率应税服务的零税率应税服务提供者（以下简称新零售率应税服务提供者），自发生首笔零税率应税服务之日（国际运输企业以提单载明的日期为准，对外提供研发、设计服务企业以收款凭证载明日期的月份为准）起 6 个月内提供的零税率应税服务，按月分别计算免抵税额和应退税额。税务机关对 6 个月内各月审核无误的应退税额在当月暂不办理退库，在第 7 个月将各月累计审核无误的应退税额一次性办理退库。自第 7 个月起，新零售率应税服务提供者提供的零税率应税服务，实行按月申报办理免抵退税。

新零税率应税服务提供者是指，在营业税改征增值税试点以前未发生过本办法第一条所列的零税率应税服务的零税率应税服务提供者。零税率应税服务提供者在办理出口退（免）税认定时，应向主管税务机关提供证明在营业税改征增值税试点以前发生过零税率应税服务的资料，不能提供的，主管税务机关认定为新零税率应税服务提供者。

第九条 主管税务机关在接受零税率应税服务提供者免抵退税申报后，应在下列内容人工审核无误后，使用出口退税审核系统进行审核。在审核中如有疑问的，可抽取企业进项增值税发票进行发函调查或核查。

（一） 对于提供国际运输的零税率应税服务提供者，主管税务机关可从零税率应税服务提供者申报中抽取若干申报记录审核以下内容：

1. 所申报的国际运输服务是否符合本办法第一条规定；
2. 所抽取申报记录申报应税服务收入是否小于等于该申报记录所对应的载货或载客舱单上记载的国际运输服务收入。

（二） 对于提供研发、设计服务的零税率应税服务提供者审核以下内容：

1. 企业所申报的研发、设计服务是否符合本办法第一条规定；
2. 研发、设计合同签订对方是否为境外单位；
3. 应税服务收入的支付方是否为与之签订研发、设计合同的境外单位；
4. 申报应税服务收入是否小于等于从与之签订研发、设计合同的境外单位的取得的收款金额。

第十条 对零税率应税服务提供者按第七条规定提供的凭证资料齐全的，主管税务机关在经过出口退税审核系统审核通过后，办理退税，退税资金由中央金库统一支付。

第十一条 零税率应税服务提供者骗取国家出口退税款的，税务机关按《国家税务总局关于停止为骗取出口退税企业办理出口退税有关问题的通知》（国税发〔2008〕32号）规定停止其出口退税权。零税率应税服务提供者在税务机关停止为其办理出口退税期间发生零税率应税服务，不得申报免抵退税，应按规定征收增值税。

第十二条 主管税务机关应对零税率应税服务提供者适用零税率的免抵退税加强分析监控。

第十三条 本办法自 2012 年 1 月 1 日开始执行。

附件：

1. 零税率应税服务（国际运输）免抵退税申报明细表
2. 零税率应税服务（研发、设计服务）免抵退税申报明细表
3. 向境外单位提供研发、设计服务收讫营业款明细清单

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。